

割引プラス<付帯契約型>

2022年4月1日実施

大東ガス株式会社

## 割引プラス<付帯契約型>

### 目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の成立及び契約期間	1
4. 本付帯契約の適用を承諾しない場合	2
5. 料金	2
6. 解約	3
7. その他	3
付 則	4
1. この付帯契約の実施期日	4
2. 本付帯契約実施に伴う切り替え措置	4
(別 表)	5
1. 当社が定める主契約	5
2. 本約款に定める割引率	5
3. 割引上限額	5

## 1. 用語の定義

この付帯契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この付帯契約の対象となる別表第1で規定するガス供給契約（ガス需給契約・ガス使用契約）をいいます。
- (2) 「他燃料切替」とは、オール電化住宅または他社プロパンガス・灯油などを熱源とする都市ガスを使用していない住宅が、新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (3) 「併用住宅」とは、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

## 2. 適用条件

この付帯契約は、次の条件を満たすお客さまに適用いたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

### (1) でんきセット割

ガスの需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けているお客さまで、かつ、主契約として、当社の認める約款（別表第1）に基づく契約を締結していること。

### (2) 他燃料切替割

次に掲げる全ての条件を満たすお客さまは、3.（4）の契約期間中に限り、「他燃料切替割」を適用いたします。

- ① 他燃料切替により、当社の供給する都市ガスを家庭用用途として新たに使用開始する戸建住宅（2世帯住宅を含む）又は併用住宅であること。
- ② 他燃料切替による都市ガス工事の申し込みをいただくこと。
- ③ 2022年4月1日以降に、他燃料切替による都市ガスの供給を開始すること。
- ④ 主契約として、当社の認める約款（別表第1）に基づく契約を締結していること。

## 3. 契約の成立及び契約期間

(1) この付帯契約の契約は、当社がお客さまとの間に現に締結されているガス供給契約、及び、2.（1）（2）に記載された適用条件の契約内容を確認し、当社が承諾したときに成立いたします。

(2) この付帯契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。

(3) この付帯契約の適用開始は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日からといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日からといたします。

- (4) 「他燃料切替割」の適用期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から36か月目の定例検針日までといたします。

#### 4. 本付帯契約の適用を承諾しない場合

- (1) 当社は、法令、ガス及び2.(1)に記載された適用条件の料金支払い状況（ガスの契約における料金の支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によって、本割引及び変更に基づく適用をお断りすることがあります。
- (2) (1)にかかわらず、当社は、業務遂行上支障がある場合又は、その他当社が不適當と判断した場合は、本割引の適用を承諾できない場合があります。

#### 5. 料金

当社は各料金算定期間の料金を、次の規定に基づき算定いたします。

- (1) 主契約に割引規定がない場合には、主契約で算定される早収料金に対し、別表第2で規定する割引率（複数の割引適用がある場合、適用される割引種別の割引率の総合計といたします）から算定される額（小数点以下を切捨てします。）を引いた金額を早収料金といたします。
- (2) 主契約に割引規定がある場合には、主契約で算定される早収料金の算定方法に換え、割引前の基本料金と従量料金の合計金額から、主契約の割引率に別表第2で規定する割引率（複数の割引適用がある場合、適用される割引種別の割引率の総合計といたします。）を加算（ただし、他燃料切替割を適用する場合、主契約と他燃料切替割との合計割引率は最大で6パーセントといたします。）した、適用割引率から算定される額（小数点以下を切捨てします。）を引いた金額を早収料金といたします。
- (3) (1) または (2) における割引の上限額は別表第3のとおりとします。（複数の割引適用がある場合、適用される割引種別の割引率を合計した時の割引上限額といたします。）主契約に割引上限額が設定されている場合は、主契約の割引率と別表第2で規定する割引率を合計（ただし、他燃料切替割を適用する場合、主契約と他燃料切替割との合計割引率は最大で6パーセントといたします。）し、別表第3に定める割引上限額にすることといたします。
- (4) ガス使用量が0立方メートルの場合、割引の適用はいたしません。

#### 6. 解約

この付帯契約は、次の場合に解約とします。

- (1) 主契約又はガス供給契約が解約された場合。
- (2) お客さまがこの付帯契約を適用しないことを希望した場合。
- (3) 適用条件を満たさなくなった場合。

- (4) (3) の場合は、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日からガス供給契約のみの適用になります。ただし、適用条件が満たされている他セット割については、継続して適用となります。
- (5) (3) の場合において、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日以降も付帯契約が適用されていた場合、付帯契約の適用は適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までとするとともに、付帯契約の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額をさかのぼって精算させていただきます。

## 7. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款及び主契約の選択約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. この付帯契約の実施期日

この付帯契約は、2022年4月1日から実施いたします。

### 2. 本付帯契約実施に伴う切り替え措置

他燃料切替割が適用となるお客様については、以下の切替措置とします。

#### (1) 2022年3月31日以前から継続して供給をしているお客様

2022年3月31日以前から継続して供給し、かつ他燃料切替割が適用されているお客様については、本付帯契約の変更前の割引プラス契約<付帯契約型>に基づき料金を算定するものといたします。

#### (2) 2022年4月1日以降に供給を開始するお客様

2022年4月1日以降に供給を開始するお客様については、本付帯契約の割引プラス契約<付帯契約型>に基づき料金を算定するものといたします。

### (別表第1) 当社が定める主契約

主契約として当社の認める約款は、次のとおりといたします。

#### (1) でんきセット割

- ① 一般ガス供給約款
- ② 家庭用ガス暖房契約
- ③ 家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機契約
- ④ 家庭用ガス温水床暖房契約
- ⑤ 家庭用空調契約
- ⑥ 家庭用コージェネレーションシステム契約
- ⑦ 小型空調契約（家庭用用途でご使用の場合に限ります）

#### (2) 他燃料切替割

- ① 一般ガス供給約款
- ② 家庭用ガス暖房契約
- ③ 家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機契約
- ④ 家庭用ガス温水床暖房契約

\*その他、別途当社が認めた場合にはこの限りではありません。

### (別表第2) 本約款に定める割引率

#### (1) でんきセット割

割 引 率	2 パーセント
-------	---------

#### (2) 他燃料切替割

割 引 率	(最大) 6 パーセント
-------	--------------

\*主契約と他燃料切替割との合計で最大6パーセントの割引率といたします。

### (別表第3) 割引上限額

#### ① 1パーセントの場合

割引上限額（1か月につき）	698円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------	-------------------------

#### ② 2パーセントの場合

割引上限額（1か月につき）	1,397円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------	---------------------------

③ 3パーセントの場合

割引上限額（1か月につき）	2,095円 （消費税等相当額を含みます。）
---------------	---------------------------

④ 4パーセントの場合

割引上限額（1か月につき）	2,794円 （消費税等相当額を含みます。）
---------------	---------------------------

⑤ 5パーセントの場合

割引上限額（1か月につき）	3,492円 （消費税等相当額を含みます。）
---------------	---------------------------

⑥ 6パーセントの場合

割引上限額（1か月につき）	4,191円 （消費税等相当額を含みます。）
---------------	---------------------------

⑦ 7パーセントの場合

割引上限額（1か月につき）	4,889円 （消費税等相当額を含みます。）
---------------	---------------------------

⑧ 8パーセントの場合

割引上限額（1か月につき）	5,588円 （消費税等相当額を含みます。）
---------------	---------------------------

⑨ 上記以外の割引率の場合、1パーセントあたり635円（税抜）で算出した金額に消費税等相当額を加算した金額といたします。